平成２８年（フ）第６７号
奈良県橿原市新口町460番地の１　ハイツ橘203
債務者　大前　智美（旧姓西口）
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
奈良県香芝市良福寺700番地５　良福寺ハイツ201号
債務者　神谷　勝
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
松江市西川津町4084番地　ＲＯＫ405号
債務者　多久野　清
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
松江市西川津町4084番地　ＲＯＫ405号
債務者　多久野良子
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
松江市乃白町316番地
債務者　細木　俊広
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３２号
広島市南区東雲１丁目18番18―304号
債務者　橋本　康平
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４９号
広島市安佐南区祇園６丁目20番17―５号
債務者　窪田　正浩
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
広島県呉市音戸町渡子２丁目12番17号
債務者　酒井二三男
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３１号
広島県呉市川尻町西３丁目８番16号
債務者　大上　末廣
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４２号
山口県下関市大字勝谷858番地４　プリーゼントビューＢ―201号
債務者　羽田野健二
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
山口県下関市長府八幡町２番24―111号
債務者　豊島　憲一
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
山口県下関市綾羅木新町１丁目８番26号　レオパレス綾羅木新町Ｐａｒｔ２　206号
債務者　芝田　和人
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
愛媛県四国中央市土居町天満2265番地
債務者　齋藤　京子
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２６号
佐賀県唐津市橋本1044番地２　県営住宅144号
債務者　中村　幸一
１　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１７０号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1329番地11
債務者　増田　孝二
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
大分県由布市挾間町向原148番地２
債務者　平野　沙奈
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６号
大分市元町３番３号（コーポ元町201）
債務者　大川　義晴
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７号
大分市元町３番３号（コーポ元町201）
債務者　大川　啓子（旧姓野上・但馬）
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係